

○ 鈴鹿工業高等専門学校教務委員会規則

〔令和8年3月23日〕
規則第137号

鈴鹿工業高等専門学校教務委員会規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第7項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学科及び専攻科の教育計画の立案その他教務に関し、校長から諮問された事項及び専攻科の運営並びに教務主事又は専攻科長が必要と認めた事項
- (2) 教育の状況について、自己点検評価改善及び機関別認証評価に関する事項
- (3) FD・SDを推進するための活動に関する事項

(委員会組織等)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 主事及び専攻科長
- (3) 教務主事補
- (4) 学科長及び教養教育科長
- (5) 教科責任者
- (6) クリエーションセンター長
- (7) 情報処理センター長
- (8) 学生支援室長
- (9) 教育研究支援センター技術長
- (10) 事務部長
- (11) 学生課長
- (12) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議する

ため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。